

第5節 既存防火対象物の工事中の消防計画

第1 作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

既存の防火管理義務対象物で、次のいずれかに該当する防火対象物及び事業所を対象に作成されている。

- (1) 建基法第7条の6又は第18条に基づき特定行政庁に仮使用するための申請がなされたもの
- (2) 法第17条の消防用設備等及び特殊消防用設備等の増設、移設等の工事を行う防火対象物で当該設備の機能を停止させるもの又は機能に著しく影響を及ぼすもの
- (3) 防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と消防署長が認めるもの

2 記入上の注意事項

- (1) 作成例は、工事中における一般的な形態を想定したため、工事現場個々の形態及び建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し適宜、加筆又は削除して作成する。
なお、加筆する場合は、工事現場等の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加える。
- (2) 本作成例1「工事計画及び施工に関するここと」のうち、4から7については、該当する場合にのみ、別紙として記入し提出する。
- (3) 別紙以外は、工事を行う場合の実態に応じて実施する防火管理業務等について、各項目の□に○印を記入する。
- (4) 作成した工事中の消防計画の各項目が、作成例の「留意事項」に基づき、作成されているかを確認する。
- (5) 建基法第7条の6及び第90条の3に基づき、安全計画書が作成されていて、安全計画の写しをもって工事中の消防計画とする場合は、工事中の消防計画に定める事項が記載されているかを確認する。

3 消防計画作成チェック表の添付

届出書に「既存防火対象物の工事中の消防計画作成チェック表」を添付し、これにより、工事中の消防計画に作成する項目が盛り込まれているかどうかのチェックを行う。

第2 既存防火対象物の工事中の消防計画作成チェック表

- 防災管理義務対象物〔該・否〕 自衛消防組織〔該・否〕
 統括防火管理義務対象物〔該・否〕 統括防災管理義務対象物〔該・否〕
 条例第55条の2の2(防災センター管理計画)〔該・否〕
 条例第55条の3の2(防火管理業務計画)〔該・否〕

作成する内容	必要項目	作成チェック	備考
1 工事計画及び施工に関すること			
1 工事概要	○		
2 工事日程表	○		
3 工事範囲	▲		
4 機能に支障を生じる消防用設備等(有・無)	▲		
5 機能に支障を生じる避難施設等(有・無)	▲		
6 火気設備・器具等の使用等(有・無)	▲		
7 危険物等を取り扱う作業等(有・無)	▲		
8 連絡先	○		
9 緊急連絡先	○		
10 その他	▲		
2 工事中の防火管理体制に関すること			
1 出火防止対策	○		
2 相互連絡体制	○		
3 震災対策	○		
4 自衛消防について(組織の編成)	○		
5 消防機関との連絡	○		
6 避難経路	○		
7 防火区画	○		
3 工事期間中の工人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること			
1 防火・防災教育	○		
2 訓練	○		
3 工事中の消防計画の周知に関すること	○		
別紙1 機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること			
1 消防用設備等	▲		
2 管理の方法等	▲		

別紙2 機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること			
1 避難施設及び非常用進入口等	▲		
2 管理の方法等	▲		
別紙3 火災発生危険等に対する対策に関すること			
1 火気設備・器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等	▲		
2 管理の方法等	▲		
別紙4 危険物品等の管理に関すること			
1 危険物品等	▲		
2 管理の方法等	▲		
別表1 日常の火災予防組織	○		
別表2 日常の自主検査チェック表	○		
別図 工事部分等の平面図（防火区画等を図示したもの）	○		
その他			

- (備考) 1 ○印は既存防火対象物の工事中の消防計画を作成する上で必要な項目、▲印は、該当する場合に記入するものである。
- 2 作成チェックは、工事中の消防計画の作成者が、作成した項目について「✓」印でチェックする。
- 3 工事現場の実態に合わせて作成した別紙・別表・別図については、空欄に記入する。
- 4 [該・否] 及び (有・無) の欄は、どちらかを○で囲む。

第3 作成例

○○○ビルの工事中の消防計画

*本計画に定めるもの以外のものについては、既定の消防計画による。

○○○○年○○月○○日作成

1 工事計画及び施工に関すること

1 工事概要

○○○ビル△△階の事務所（□□商事株式会社）を撤去し、新規に飲食店（レストラン××）が入居するのに伴う内装改修（天井張り替え、間仕切り位置変更、床面のカーペット張り替え）、厨房設備の設置、空調設備の改修、及び消防用設備等・特殊消防用設備等（スプリンクラー設備、誘導灯、自動火災報知設備）の工事を行う。

2 工事日程表	別記による		
▲3 工事範囲	別図による		
▲4 機能に支障を生じる消防用設備等	<input checked="" type="radio"/> 有	・ 無	別紙 1
▲5 機能に支障を生じる避難施設等	<input checked="" type="radio"/> 有	・ 無	別紙 2
▲6 火気設備・火気器具（以下、「火気設備・器具」という。）等の使用等	<input checked="" type="radio"/> 有	・ 無	別紙 3
▲7 危険物等を取り扱う作業等	<input checked="" type="radio"/> 有	・ 無	別紙 4
8 連絡先	○○株式会社工事 ○○ ○○	責任者 ○○ ○○	☎○○○○-○○○○
	現場事務所		☎○○○○-○○○○
9 緊急連絡先	工事施工責任者 ○○ ○○	責任者 ○○ ○○	☎○○○○-○○○○
▲10 その他	下請 内装工事 株○○美装	責任者 ○○ ○○	☎○○○○-○○○○
	空調設備 ○○空調株	責任者 ○○ ○○	☎○○○○-○○○○
	消防用設備等・特殊消防用設備等 株○○設備	責任者 ○○ ○○	☎○○○○-○○○○

○解説（作成上の留意事項）○

1 工事計画及び施工に関すること

ポイント

工事中の消防計画は、工事部分に出入りする全ての者に適用される。
なお、既存の防火管理義務対象物で既定の消防計画が作成されている場合、工事中の消防計画に定める
もの以外のものについては、既定の消防計画によること。

1 工事概要

工事計画及び施工に関する次の事項について、明記する。

- (1) 新築、増築、改築又は模様替え等の工事種別
- (2) 工事を行う部分及び事業所名（用途）
事業所が変更になる場合は、工事前の事業所名（用途）及び工事後の事業所名（用途）
- (3) 工事内容
- (4) 設備等の工事を行うもの（厨房設備、空調設備、ボイラー等）
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の工事を行うもの

2 工事日程表

日常の工事時間及び休日、夜間等の工事時間を明記する。

- （例）工事時間帯 毎日9時00分から18時00分まで
休日等の工事予定 平日と同じ時間
夜間の工事予定 ○月○○日から○○日までは、9時から23時まで

▲3 工事範囲

工事部分等を明確にした図面（平面図及び立面図等）を作成する。

▲4～7

工事に伴い、該当する場合の有無を○で囲み、作成した別紙の番号を記入する。

- 8 工事施工者及び工事現場事務所の連絡先を記入する。
- 9 前8以外の緊急連絡先を記入する。
- ▲10 その他の欄には、下請業者等及びその他必要な事項を記入する。

2 工事中の防火管理体制に関すること

1 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

□ア 防火担当責任者及び火元責任者 を別表1「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。

□イ 火元責任者 は、別表2「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。

□ウ 火元責任者 は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者 に報告し、指示を受けて対処する。

エ その他

(ア) 防火担当責任者は、別表2の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印を受ける。

(イ) 工事施工責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。

(ウ) 防火管理者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与える。

(2) 放火防止対策

□ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようとする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。

□イ 工事施工責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。

□ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立ち入りは禁止とし、火元責任者及び警備員 が、工事部分等への出入りをチェックする。

エ その他

警備員又は保安員は、工事部分等の巡回警備を行う。

2 工事中の防火管理体制に関すること

1 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

- ア 日常の火災予防組織の構成員を定めて、下線を引いた部分に記入する。
- (例) 火元責任者
- 別表1の作成は、次の事項に留意し作成する。
- (ア) 防火担当責任者は、工事分担区域ごとの責任者等とし、防火管理者を補佐するとともに工事分担区域における防火管理業務の遂行責任者とする。
- (イ) 火元責任者は、それぞれの工事分担区域における日常の火災予防業務を実質的に行うことのできる者を指定する。
- (ウ) 別表1は、防火管理者の氏名を記入し、防火担当責任者及び火元責任者を工事現場の実態に応じて定め氏名を記入する。
- また、防火担当責任者及び火元責任者の行う業務を定め記入する。
- (エ) 別表1を各担当者に配布するとともに、休憩場所などの見やすい場所に掲出して、自己任務の確認を徹底させる。
- イ 日常の自主検査チェック表に基づいて日常の自主点検を実施する者を定め、下線を引いた部分に記入する。
- (ア) 日常の自主検査チェック表に基づいて毎日担当業務を実施するよう明記し、その状況を定期的に防火管理者に報告する。
- (イ) 別表2は、工事現場の実態に応じて、検査項目を定め記入する。
- なお、定期的に工事責任者の確認を受ける必要がある。
- ウ 前イで定めた者が、検査を実施し、異常を認めたときに、直ちに報告する者を例示のように下線部に記入する。 (例) 工事施工責任者 防火担当責任者
- エ その他欄には、例示の内容等のほか、日常の火災予防を実施する上で必要な事項があれば記入する。

(2) 放火防止対策

- 放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて工事現場の実態に応じた対策を講じる必要がある。
- ア 工事用資材等は、極力屋内の避難上支障のない場所等に整理整頓して保管し、保管スペースのない場合のみ条件を付して放火されないような対策を講じ、屋外で保管する。
- イ 工事時間以外は、外部から侵入できないように出入口を施錠し、その施錠状況を最終的に確認する者を定め、下線部に記入する。 (例) 現場監督者 防火管理者
- ウ 工事現場へは、関係者以外の者の立入りを禁止し、不審な者が入らないように出入りをチェックする者を定めて記入する。 (例) 防火担当責任者 保安員
- エ その他の方法等で放火防止の対策をする場合に、具体的に記入する。

(3) 喫煙管理

- ア 喫煙をする場合は、○階の休憩室及び○○の喫煙所の喫煙場所で行う。
なお、喫煙場所には、その旨を掲示する
○イ 火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理を行う。
ウ その他
喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

(4) 延焼拡大防止

- ア 防火戸、防火シャッターの周囲には、延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を放置しない。
○イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッターは努めて閉鎖する。
○ウ 防火戸、防火シャッターは、作業終了後努めて閉鎖する。
エ その他

2 相互連絡体制

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。
○(2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。
○(3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
○(4) 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

(5) その他

防火管理者と工事責任者等は、適宜又は定期的に連絡会を開催し、工事の進捗状況と防火管理対策について、連絡調整、確認を行う。

(3) 喫煙管理

ア 工事作業中は、原則として禁煙とし、喫煙場所を具体的に定め下線部に記入する。

なお、喫煙場所には、その旨を表示して区別がつくようにしておく。

(例) 〔〇階の休憩室〕 〔各階の喫煙場所〕

また、喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。

イ 作業終了後に灰皿等を集め、吸殻の後始末を行う者を定め下線部に記入する。

ウ その他必要な事項を記入する。

(4) 延焼拡大防止

ア～ウ

既存の防火区画を構成する防火戸、防火シャッター等がある場合に、具体的に下線部に記入する。

○ 防火区画している防火戸は、特に必要がないものは、閉鎖しておく。

○ 作業終了時に防火戸等は、全て閉鎖して防火区画を完全にしておく。

エ その他必要な事項を記入する。

2 相互連絡体制

既存防火対象物の工事を行う場合、工事部分等と使用部分との相互連絡体制を確立し、自衛消防活動に支障を来さないようにする。

(1) 火災予防上必要な事項を工事関係者に指導監督する者を定め下線部に記入する。

(例) 〔管理権原者〕 〔統括防火管理者〕

(2) 防火管理者は、工事計画の段階から工事関係者等と防火管理業務の協議を十分に行う必要がある。

下線部分には、前(1)と同様の者を記入する。

(3) 火気の取扱い、危険物等の持込みに対する承認等及び工事開始並びに終了時の報告体制の確立を図る必要がある。

下線部分には、報告を受ける者を前(1)と同様に記入する。

(4) 発災時の通報、避難の相互連絡体制を図る必要がある。

なお、それぞれの通報連絡担当は、インターほん、口頭、非常ベル等で連絡する等の具体的な連絡方法及び非常放送要領等を周知徹底しておく必要がある。

(5) その他必要な事項を記入する。使用部分の各責任者及び工事部分等の各工事責任者相互が、適時又は定期に協議会、連絡会等を開催し、工事の進捗状況と防火管理対策について連絡調整、確認を図り、一体的、有機的な防火管理体制を確立する必要がある。

3 震災対策

(1) 日常の震災対策

- ア 震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備・器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
- (ア) 工事用資器材等の転倒防止措置
- (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
- (ウ) その他
- a 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強
- b 火気設備・器具の点検と安全措置
- c 火気設備・器具は、自動消火装置等の作動状況の検査
- d 危険物品は、転倒、飛散防止措置

ウ その他

震災に備えて、必要な非常用物品を備える。

(2) 地震後の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 工事関係者は、揺れがおさまったら、直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- エ 工事施工責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。
- オ その他

被害があった場合は、応急措置を行い状況によっては工事を中止する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

全ての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。

- ア 工事用足場等転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
- イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工人への周知徹底
- ウ 危険物品等の安全な場所への搬出
- エ その他

3 震災対策

(1) 日常の地震対策

震災に備えての事前計画を、あらかじめ定めておく必要がある。

ア 地震による被害を最小限にするため、日常から震災対策を実施する責任者を定め、下線部に記入する。（例）工事施工責任者

イ 建物の倒壊をはじめ、工事現場における施設物の転倒、落下防止及び火気設備・器具からの出火防止を重点とし、それぞれの工事現場の実態に応じて具体的な措置を定めておく。

その他の欄には、工事現場の実態に応じた措置を実施する場合に記入する。

ウ その他必要な事項を記入する。

工事期間が長期に及ぶ場合は、地震に備え非常用物品等を準備しておく。

(2) 地震後の安全措置

地震により、火災が発生し被害が拡大する要因となるものは、使用中の火気設備・器具及び危険物等である。

地震が発生したときの措置について定める。

ア 地震発生直後は、落下物に注意して柱等の脇で身の安全を守ることを徹底する。

イ 地震発生と同時に全ての工事関係者は、直近の火気設備・器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行うものとし、その状況を確認する者を定め、下線部に記入する。

ウ 地震動の終了した時点で、各種の設備・器具の点検、検査を実施し、安全を確認してから使用する。

エ 地震動がおさまった後、工事部分等の被害状況等を確認する者及び報告先を定め、それぞれの下線部に記入する。

（例）点検、確認し報告する者 報告を受ける者

○ 工事施工責任者 → 管理権原者 統括防火管理者 防火管理者

オ その他必要な事項を記入する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

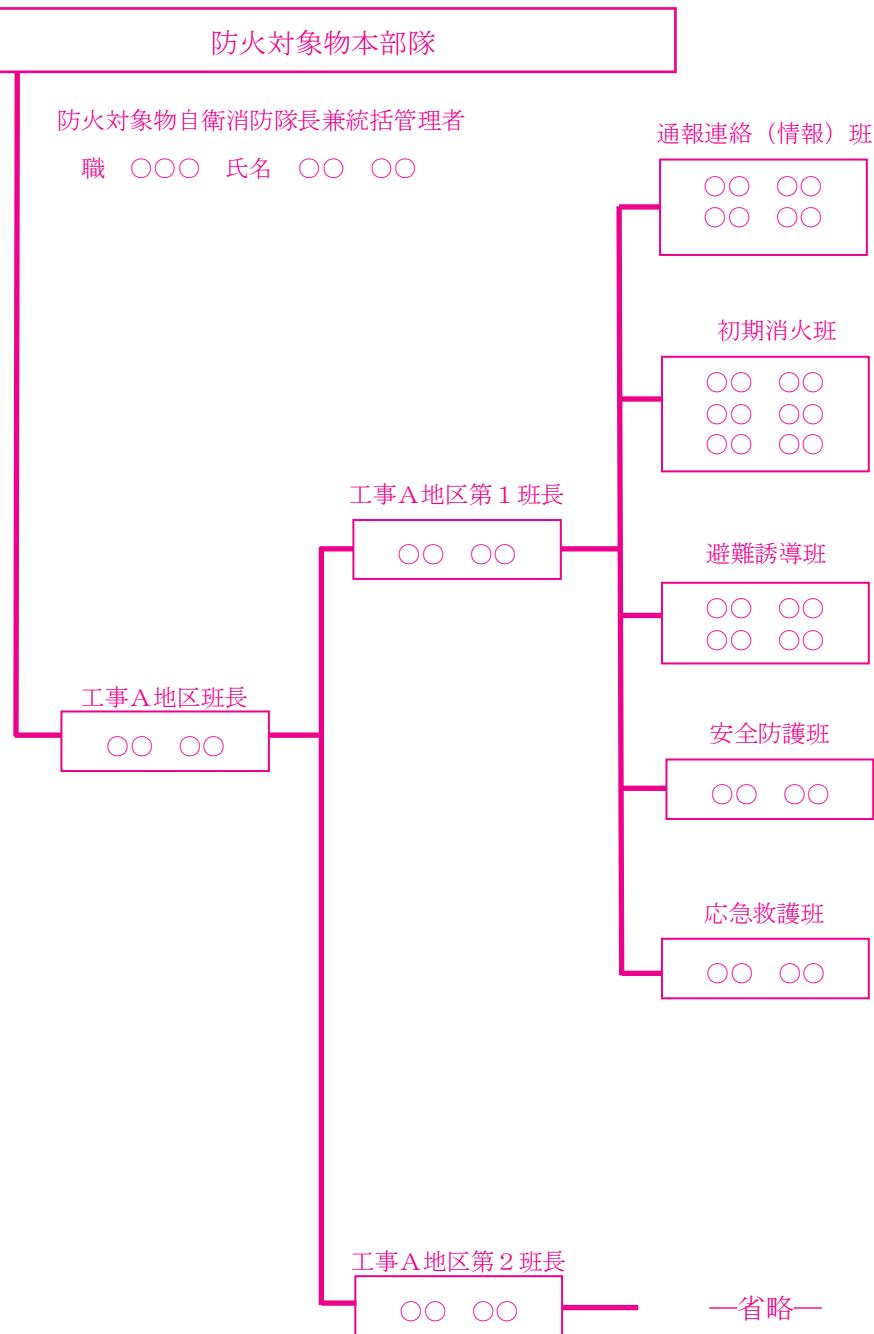
工事を直ちに中止し、自衛消防隊を活用して被害防止措置を講じる。

なお、気象庁が「東海地震に関する情報」を発表するとしていたが、平成29年11月1日から大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月法律第73号）の改正等の新たな体制が決まるまでの間は、「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとなったため、それまでの間は「警戒宣言が発せられた」を「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替えて対応する。

エ その他必要な事項を記入する。

4 自衛消防について

組織の編成



- 1 この隊の編成表は、_____現場事務所、工事人休憩室_____の見やすいところに掲示する。
- 2 各班及び班員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防隊活動の内容を周知させる。

4 自衛消防について

既存防火対象物の場合、工事中の自衛消防隊は、既存の消防計画に定める自衛消防隊の1地区隊として位置づけられ、当然自衛消防隊長の指揮下で活動するよう隊を編成する必要がある。

この編成例を参考とし、工事区又は作業グループ、工事人の数等を考慮して実態に合った隊の編成を行い作成する。

なお、工事関係者の人数が少ない場合でも、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班は、必ず定める必要がある。

なお、このページに記入できない場合は、別紙で添付する。

隊の編成にあたっては、次の事項に留意して作成させる。

- (1) 既存の消防計画で自衛消防隊長、自衛消防副隊長、通報連絡班等に任命されている者の職名を明記する。
- (2) 法第8条の2の5により、自衛消防組織の設置が義務付けられる場合は、統括管理者を記載する。
- (3) 災害時は、防火対象物本部隊と連携して自衛消防活動を行うものとする。
- (4) 地区隊の編成は、各工事区、各作業グループ又は各階で行い、その各現場監督者を地区隊長として編成することが望ましい。
- (5) 班長、係員の指定は、各現場監督者の支配下にある者の中から指定して編成させる。
- (6) 通報連絡班は、火災発見時に本部（保安室又は防災センター等）への通報と作業所内への火災発生連絡を行う。
- (7) 初期消火班は、消火器又は屋内消火栓等を操作して初期消火を行う。
- (8) 避難誘導班は、自衛消防活動中以外の作業員等を作業所内から避難誘導する。
- (9) 安全防護班は、自衛消防活動上の障害物（資材、作業機械等）の除去及び使用部分との防火区画の確保（防火戸の閉鎖等）等を行う。
- (10) 応急救護班は、負傷者の救護所への搬送や応急措置を行う。

1 隊編成表を掲示しておく場所を、具体的に定め下線部に記入する。

2 自衛消防活動等の内容を工人等に周知徹底する。

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項

種 別	届 出 等 の 時 期
工事中の消防計画作成（変更）届出	工事中の消防計画を作成又は変更したとき
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき
消防活動上支障ある行為の届出	工事に伴って火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をするとき

(2) 連絡事項

消防用設備等・特殊消防用設備等の代替措置等について	工事施工上やむを得ず機能を停止等する場合、事前に消防署と連絡を密にして、火災予防上安全な措置を図る。
---------------------------	--

6 避難経路

- (1) 工事部分等における避難経路図を作成し、工事部分等の出入口、工事人の休憩室、現場事務所、各階段の付近に掲示する。
- (2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないと確保する。
- (3) その他
二方向避難を確保する。
-
-
-

7 防火区画

- (1) 防火区画については、別図のとおり。
- (2) 工事施工責任者は、防火区画に異常がないかどうかを自主検査チェック表に基づき確認し、破損等を見つかった場合は、直ちに改修する。
- (3) その他
使用部分と工事部分は、完全に区画を行う。
-
-
-

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項

左表は管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、工事施工責任者が消防機関へ届出等する事項の種別及び時期を例示のように記入する。

ア 工事中の消防計画を作成又は変更したときに、届出をしなければならない。

なお、次の場合には、工事中の消防計画の変更届出が必要である。

(ア) 工事内容の大幅な変更

(イ) 自衛消防組織の大幅な変更

イ 自衛消防訓練を実施するときは、以下の方法により事前に消防機関に通報（連絡）しなければならない。

(ア) 電子申請（東京共同電子申請・届出サービスを活用した自衛消防訓練通報）

(イ) 自衛消防訓練通知書を管轄の消防署所の窓口に提出

(ウ) 自衛消防訓練通知書をファクシミリにより送信（注）

（注）分署・出張所等には、ファクシミリ自体が設置されていない場合があるので、事前に管轄の消防署へ送信先を確認する。

ウ 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行う場合は、必ず届出が必要である。

(2) 連絡事項

工事により、消防用設備等・特殊消防用設備等をやむを得ず機能を停止する場合には、左表の例示のように記入する。

機能に支障を生じる消防用設備等・特殊消防用設備等の代替措置については、別紙1による。

6 避難経路

工事部分等においては、多量の工事用資材等の搬入が予想されるので、常に整理、整頓を行い、特に避難通路には、物品が置かれないようにする必要がある。

(1) 工事部分等における避難経路図を作成し、掲示場所を具体的に定め記入する。

(2) 工事施工責任者等は、常に避難通路の確保を行わなければならない。

(3) その他必要な事項を記入する。

7 防火区画

(1) 一部を使用して工事を行う場合、出火危険の高い工事部分等と使用部分を完全に防火区画し、工事部分からの延焼拡大を防止して人命の安全を図る必要があるため、工事部分等と使用部分の防火区画を明確にし、別図に記入する。

(2) 自主検査チェック表に基づき、異常の有無を確認する者を定め、下線部に記入し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する必要がある。

(3) その他必要な事項を記入する。

3 工事期間中の工人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること

1 防火・防災教育

(1) 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は下表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施責任者		
			▲統括防火管理者	防火管理者	工事施工責任者
全 員	工事開始前	1 回 以上	○	○	
	作業開始前	毎 日			○
工事施工責任者	工事開始前	1 回 以上	○	○	
	随 時	必要な都度	○	○	

(2) 防火・防災教育の内容

対 象 者	実 施 内 容
全 員	1 工事中の消防計画について
	2 遵守事項の徹底について
	(1) 火気管理、喫煙管理
	(2) 避難施設等の維持管理
	(3) 危険物品等の管理
	3 災害発生時の対応要領について
工 事 施 工 責 任 者	1 工事中の消防計画について
	2 各自の任務分担と責任範囲について
	3 日常の火災予防の徹底について
	4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について
	5 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について

(3) その他

臨時に就業する作業員等に対しては、工事施工責任者が個別に防火・防災教育を実施し徹底を図る。

3 工事期間中の工人への教育・訓練の実施 及び工事中の消防計画の周知に関すること

1 防火・防災教育

(1) 防火・防災教育の実施時期等

左表の実施責任者欄は防火・防災教育を行う者を、対象者欄には防火・防災教育を受ける者を記入し、実施時期、実施回数欄にはそれぞれの時期、回数を記入する。

また、対象者に対して、実施責任者の誰が行うのかについて○印を付ける。

(例) 〈実施責任者〉 〈対象者〉

工事施工責任者 → 全工人

統括防火管理者、防火管理者 → 工事施工責任者

ア 防火・防災教育は、防火管理者自ら又は教育を受ける者に関わりの深い責任者（工事施工責任者等）を指定して行う。

イ 防火・防災教育の方法としては、全員を対象として行うものとし、工事を開始する前に必ず1回以上実施する。

また、毎日工事開始時に作業内容に伴う種々の遵守事項について、徹底する。

(2) 防火・防災教育の内容

具体的な教育内容については、工事現場により異なるが、防火管理に関する事項は全て含まれるようにする。

左表には、防火・防災教育を受ける者を対象者欄に、実施内容はその他実施する内容があれば実施内容欄の空欄に記入する。

(3) その他必要な事項を記入する。

日雇い等の臨時の工人を使用している場合には、工事施工責任者が個別に防火・防災教育を実施する必要がある。

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施時期等

訓練種別	実施時期又は 実施回数	参加者	訓練内容
消火訓練	○月 ○月 2 回	全員 自衛消防隊員	消火器の取扱い <u>屋内消火栓による放水</u> <u>消火器による放水</u>
通報訓練	○月 ○月 2 回	自衛消防隊員	119番通報・館内連絡要領
避難訓練	○月 ○月 2 回	全員	工事部分の避難経路の確認 避難誘導要領
総合訓練	○月 1 回	全員	工事部分と使用部分の連携活動

(2) その他

建物全体で実施する総合訓練には、必ず参加する。

3 工事中の消防計画の周知に関するここと

- (1) 防火管理者は、前記の防火・防災教育及び訓練を通して、全従業員、工人に対して、工事中の消防計画を周知徹底する。

(2) その他

工事人が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施時期等

訓練については、工事期間等により異なるが、工事開始後に速やかに消火訓練、通報訓練、避難訓練を必ず1回以上実施させるものとする。

なお、具体的な実施月が分かれば記入し、分からぬ場合は回数を記入する。

また、既存防火対象物で使用部分が実施する総合訓練には、必ず参加するものとする。

訓練の実施要領は、巻末の参考資料を参照すること。

ア 消火訓練

実際に消火器から消火薬剤を放射したり、屋内消火栓から放水するなど、より実践的な訓練を行う必要がある。

なお、設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等が使用できない場合も想定して実施する。

イ 通報訓練

自衛消防隊の通報連絡担当は、119番通報及び工事部分等と使用部分への連絡要領について実施する。

ウ 避難訓練

避難誘導担当を中心にして、実施するものとする。

工事部分等が使用部分からの避難経路となっている場合には、使用部分の避難誘導担当と相互に連絡を密にして実施する。

また、工事内容によっては、工事部分等の避難経路が変更になる場合も考えられるので、工事開始前に十分工事人に周知徹底しておくものとする。

(2) その他必要な事項を記入する。

3 工事中の消防計画の周知に関するここと

(1) 工事中の消防計画の周知徹底について定める。

(2) その他必要な事項を記入する。

▲別紙1

機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること

1 消防用設備等		
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
スプリンクラー設備 △階工事部分の全域	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・消火器○○本増設（設置位置は、別図に記入する） ・屋内消火栓のホース増加 (△階 2 箇所各 1 本増設)
自動火災報知設備 △階工事区域内	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・感知器を仮設工事し機能確保 ・発信機の機能確保
非常ベル、放送設備 △階工事区域内	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・仮設工事により機能確保 ・携帯用拡声器の備え付け
誘導灯 △階工事区域内	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・移設し、機能確保
避難器具（緩降機） △階工事区域○側	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・移設し、機能確保
2 管理の方法等		
<ol style="list-style-type: none">工事施工責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。（毎日○時間ごとに巡回を実施する。）機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にする。機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行う。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行う。工事施工責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を密にする。工事終了後、工事施工責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施する。機能を停止する場合は、消防機関と協議する。		

▲別紙1 機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること

1 消防用設備等

工事施工上やむを得ず機能を停止する消防用設備等の種類・区域、支障を生じる期間及び代替措置等の概要について、例示及び次の事項を参考にして記入する。

- 1 スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増加する等、他の消防用設備等・特殊消防用設備等を増強すること。
- 2 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- 3 屋内消火栓設備の機能を停止する場合は、消火器等を増強すること。
- 4 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の場合は、移設により機能を確保すること。
- 5 自動火災報知設備の無線方式の中継機を設置した場合には、その旨を明記すること。
- 6 移設場所を図面に記入すること。

2 管理の方法等

工事に伴い、消防用設備等・特殊消防用設備等の機能に支障が生じる場合、次の事項に留意して、その対策及び管理の方法等を定めて記入する。

- 1 巡回の回数を増やす等、監視体制の強化を図ること。
- 2 機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にすること。
- 3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間とすること。ただし、ホテル及び病院等営業時間が昼夜にわたるものについては、できる限り昼間に工事を行うこと。
- 4 工事施工責任者等は、防災センター等と連絡を密にし、停止する消防用設備等・特殊消防用設備等を相互に把握すること。
- 5 工事終了後の点検を実施し、機能の停止をしなくてもよい消防用設備等・特殊消防用設備等については、復旧すること。

▲別紙2

機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること

1 避難施設及び非常用進入口等		
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
避難階段 工事部分の西側階段	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・誘導灯を移設し、表示を変更 ・工事部分東側屋外階段へ避難誘導
非常用進入口 建物西側 (外装改修工事に伴い足場を設置するため)	○月○日 ○○時○○分 ～○月○日 ○○時○○分	・足場外部メッシュシート上に非常用進入口の表示をする。 ・防音パネル部分は、外部から開放できる常時閉鎖の開口部を設け、非常用進入口の表示をする。
2 管理の方法等		
<ol style="list-style-type: none">工事部分等及び使用している部分に、避難経路図を掲示する。避難誘導担当者及び工事人に対して、避難経路について周知徹底する。できる限り二方向避難を確保する。工事施工責任者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないかを、隨時確認する。作業時間帯の非常口は、隨時に開放できるようにする。		

▲別紙2 機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること

1 避難施設及び非常用進入口等

工事施工上やむを得ず機能に支障を生じる避難施設等の種類・区域、支障を生じる期間及び代替措置等の概要について、例示及び次の事項を参考にして記入する。

- 1 避難階段、非常口等に支障を生じる場合は、他の避難施設等への避難誘導を行うこと。
- 2 外装工事等で非常用進入口に支障を生じる場合は、足場外部メッシュシート上等に非常用進入口の表示をする等の措置をすること。

2 管理の方法等

工事に伴い、避難施設等の機能に支障が生じる場合、次の事項に留意してその対策や管理方法等について定めて記入する。

- 1 避難経路図を掲示すること。
- 2 工事施工責任者等は、避難誘導担当に周知徹底すること。
- 3 二方向避難を確保するとともに、できる限り屋外階段への避難誘導をすること。
- 4 工事施工責任者等は、常に避難経路に障害物が置かれていないかを確認すること。
- 5 作業時間帯の非常口は、瞬時に開放できるようにさせるとともに、使用できない出入口には、その旨を表示すること。

▲別紙3

火災発生危険等に対する対策に関すること

1 火気設備・器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等			
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	設置方法
電気溶接機 2台	工事区域内	○月○日 ～○月○日	・使用の都度搬入し、可燃物のない不燃性床面に設置
ガス溶断機 2台	工事区域内	○月○日 ～○月○日	
トーチランプ 1台	工事区域内	○月○日 ～○月○日	
高速カッター 1台	工事区域内	○月○日 ～○月○日	
電気サンダー 1台	工事区域内	○月○日 ～○月○日	
2 管理の方法等			
1 使用する場合は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受ける。			
2 器具等の使用前、使用後の点検を確実に実施する。			
3 溶接、溶断作業等を行う場合は、火花が飛散する範囲（区画貫通先、目視できない箇所等の火花の落下先）及び作業周囲の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮へいをしてから行う。			
4 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置する。			
5 溶接、溶断作業等を行う場合は、監視員を配置する。			
6 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。			
7 地震の際には、出火防止のため安全が確認できるまでは作業を中断する。			

▲別紙3 火災発生危険等に対する対策に関すること

1 火気使用設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等

火気設備・器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等の種類・数量、使用場所、使用期間・時間、設置方法について例示を参考にして記入する。

2 管理の方法等

工事に伴い、火災発生危険等のある火気設備・器具を使用する場合、次の事項に留意して、その管理の方法等を定めて記入する。

1 火気設備・器具及び火災の発生のおそれのある機械器具等を使用する場合は、事前に防火管理者、工事施工責任者等の承認を得ること。

2 溶接、溶断作業時の対策

(1) 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じること。

(2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行うこと。

(3) 消火準備を行うこと。

3 火気設備・器具の対策

(1) 火気設備・器具周囲を整理、整頓すること。

(2) 燃料の保管、補給を明確にすること。

(3) 火気設備・器具の点検をすること。

4 電気設備等の対策

(1) 許容電流を超えていないこと。

(2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置すること。

5 廃材等の焼却にあたっては、消火器等を準備して必ず監視人を配置すること。

6 地震の際には、出火防止のため安全が確認できるまでは作業を中断すること。

▲別紙4

危険物品等の管理に関すること

1 危険物品等			
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	堆積・設置方法等
合成樹脂エナメル塗料 (第4類第3石油類) 総量90 ℥	工事区域内	○月○日 ～○月○日	・一時保管場所に保管する。 ・使用する場合は、使用する量を小出しにする。 ・工事現場内に不燃性の仮設の囲いを設ける
合成樹脂塗料用シンナー (第4類第2石油類) 総量20 ℥	工事区域内	○月○日 ～○月○日	・工事現場内に不燃性の仮設の囲いを設ける。
カーペット等 20本	工事区域内	○月○日 ～○月○日	・現場内のコンクリート床面に置く。 ・高積みしない。
壁用クロス等 30本	工事区域内	○月○日 ～○月○日	
2 管理の方法等			
1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠するなど管理を徹底する。			
2 塗料等の危険物を使用するときは、付近に火気及び火花を発するもの等がないことを確認してから使用する。			
3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。			
4 一時保管場所には、消火器を設置する。			
5 常に整理整頓する。			
6 危険物使用中は、火気の使用及び喫煙は禁止する。			
7 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。			
8 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、承認を受ける。			

▲別紙4 危険物品等の管理に関すること

1 危険物品等

工事部分等で危険物品等を使用する場合に、その種類・数量、使用場所、使用期間・時間、積み重ね・設置方法等について例示を参考にして記入する。

2 管理の方法等

工事に伴い、危険物を使用したり、大量の可燃物を搬入する場合、次の事項に留意して、その管理方法等を定めて記入する。

- 1 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とすること。
- 2 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できる限り不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底すること。
- 3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示すること。
- 4 危険物の容器や高压ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておくこと。
- 5 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場所において、火花の発生を伴う溶接・溶断作業は行わないこと。
- 6 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行うこと。
- 7 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、防火管理者及び工事施工責任者等の承認を得ること。

別表 1

日常の火災予防組織

	防火担当責任者	業 務	火元責任者	業 務
防 火 管 理 者	工事A地区 ○○ ○○	1 防火管理者の補佐 2 作業現場のパトロール・監視 3 作業終了後の安全確認 4 作業現場の立入制限 5 火元責任者の指導監督	現場事務室 ○○ ○○	1 火気管理 2 喫煙管理 3 避難施設の維持管理 4 作業現場の整理整頓 5 消火器・屋内消火栓の維持管理
			休憩室 ○○ ○○	6 地震時の初動措置
			作業A地区 ○○ ○○	7 その他
			作業B地区 ○○ ○○	
	工事B地区 ○○ ○○			

別表2

日常の自主検査チェック表

〇〇月

日	曜 日	検査項目								備考		
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸盤処理	消防用設備等・特殊消防用設備等の維持管理							
					消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他（）	防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況	危険物の保管状況
1	月	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
3	水	○	○	○	○	○	○		⊗	○	○	○
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

(凡例) ○…良

×…不備

⊗…即時改修

確認印	防火管理者

別図

工事部分等の平面図

